

大阪市告示第981号

大阪州市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号。以下「条例」という。）第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課

電話 06-6208-8825

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪州市立西成市民館

所在地 大阪市西成区萩之茶屋二丁目9番1号

(2) 業務の範囲

ア 施設の維持管理及び保守管理に関する業務

イ 貸室対応及び利用料金徴収等に関する業務

ウ 地域福祉に関する情報の収集及び提供に関する業務

エ 講演会、講習会及び教養講座の開催に関する業務

オ レクリエーション活動その他地域住民の交流の機会の提供

カ 併設施設との連携

キ 地域との連携

ク 日報及び月間事業報告書の作成

ケ 年間事業計画書及び年間事業報告書の作成

コ 自己点検に関する業務

サ 指定期間終了にあたっての業務

シ その他日常業務

ス 自主事業

(3) 管理の基準

ア 休館日

① 日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

② 12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後9時まで

(4) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定の申請をする法人等に必要な資格

(1) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、複数の法人等を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合、下記(2)及び(3)の要件に該当すること。個人での申請はできない。

ア 条例第14条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係

者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）。

キ 法人税、大阪市の法人市民税（大阪市の納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市町村民税〔東京の場合は法人都民税〕）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ク 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成員として扱うこと。

ウ 連合体の構成員（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行に当たり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記(1)の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成員（代表法人等を含む。）に関する条件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 欠格事項

条例第14条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は無効とする。

5 指定の申請手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第15条の規定により最も適

当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和 7 年 7 月 15 日（火曜日）から同年 9 月 16 日（火曜日）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）。また、大阪市のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出

ア 提出方法

申請に必要な書類を持参すること。送付での提出を可とするが、配達までの送達記録が確認できる方法によること。

イ 提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

- ① 大阪市立西成市民館指定管理者指定申請書
- ② 連合体形成に係る協定書又はこれに相当する書類
- ③ 大阪市立西成市民館指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 指定管理者申請団体役員名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 印鑑証明書

- ⑩ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- ⑪ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑫ 障がい者雇入れ計画書
- ⑬ 事業報告書
- ⑭ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑮ 大阪市立西成市民館の管理運営に関する事業計画書
- ⑯ 大阪市立西成市民館の管理運営に関する収支計画書、収支計画明細
- ⑰ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑱ 法人税等の申告書の写し
- ⑲ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑳ 法人等の沿革や事業内容がわかるもの
- ㉑ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ㉒ 選定結果通知用封筒一式

(4) 受付期間

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）から令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

(5) 現地見学会

ア 日時

令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）から同年 8 月 6 日（水曜日）の間で開催（予定）

イ 場所

大阪市立西成市民館

ウ 所在地

大阪市西成区萩之茶屋二丁目 9 番 1 号

エ 参加申込

参加を希望する法人等は、募集要項添付の所定の様式により、電子メールで

令和 7 年 7 月 30 日（水曜日）午後 5 時 30 分までに担当（上記 1 に同じ）あてに
申し込むこと。

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。
- (3) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。

（福祉局生活福祉部自立支援課）